平成２７年（フ）第３０６号
佐賀市鍋島５丁目４番14―115号　グランピア今泉
債務者　松尾　　綾
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1227番地
茂生寺団地29―４号
債務者　安田あつ子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６３９号
熊本市中央区新町４丁目８―８、住民票上の住所山口県宇部市鵜の島町２番13号
債務者　武田健太郎
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４４号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘２丁目６番３号
債務者　髙橋　祐美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４６号
熊本県宇城市松橋町豊崎1939番地　メゾンときわ212、前住所熊本県宇土市戸口町55番地
債務者　坂口　隆明
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３５号
愛知県あま市本郷郷前73番地　ピア　ネクストＢ棟102号、従前の住所愛知県あま市中萱津親牧10番地　ラドーニ甚目寺　風の館102号
債務者　北野　　篤
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９２号
名古屋市名東区上菅２丁目1101番地　ハイツやしろ207号、従前の住所名古屋市緑区桃山４丁目338番地　グローリアス緑区桃山301号
債務者　鶴羽真由美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿屋市横山町1912番地１　横山貸家４号
債務者　脇　しづか
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市川西町2492番地10
債務者　福迫　大輔
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
熊本市中央区本荘３丁目７番28号　**實**生ビル307、前住所熊本市中央区島崎１丁目16番20号　レオパレスＣＩＭＡ106
債務者　原田　　司
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９５３号
東京都板橋区向原２丁目10―５―102
債務者　上原　國男
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９６４号
東京都葛飾区鎌倉１丁目34―５―202
債務者　小山　暁生
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０４５号
東京都台東区竜泉１丁目18―９―302
債務者　高山千里こと　金　　千里
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６３号
東京都荒川区東尾久８丁目14―１―305
債務者　高野内睦子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６４号
東京都町田市南大谷264　都営南大谷１―412
債務者　小泉　明子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０６５号
東京都江東区南砂２丁目25―７―1003
債務者　丸山　安隆
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部